

福岡県性暴力対策検討会議運営方針(案)

1 会議の公開について

会議(部会を含む。以下同じ)の公開の方法については、原則として、以下のとおりとする。

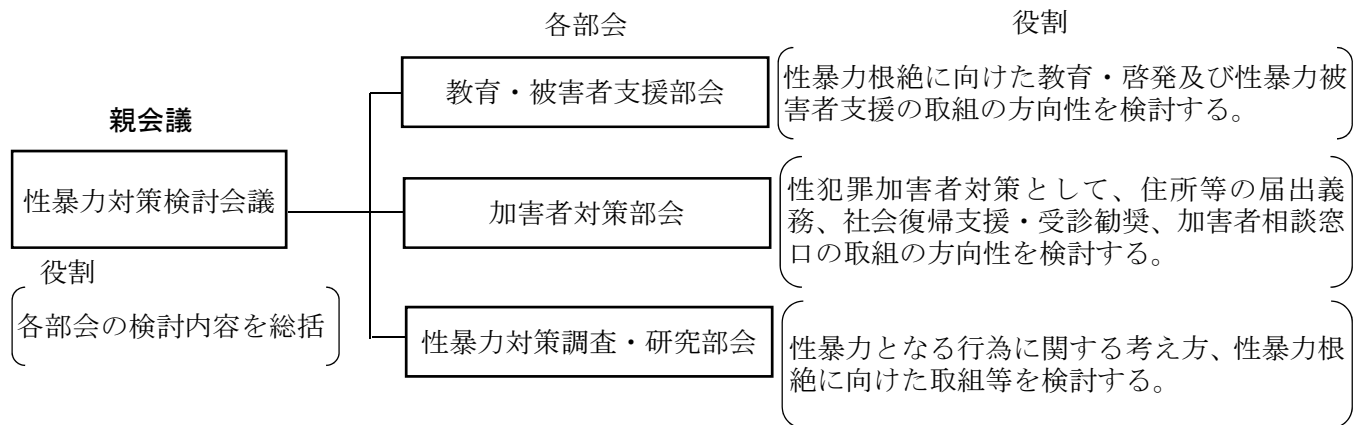
ただし、座長又は部会長が必要と認めるときは会議、会議資料、議事要旨の全部又は一部を非公開にすることができる。

- (1) 会議の傍聴及び取材は、研究会の運営に支障をきたさない範囲において認める。
- (2) 会議資料は、傍聴者及び取材者に配布するとともに、県ホームページで公開する。
- (3) 議事要旨は、委員に確認の上、会議終了後1か月以内に作成し、県ホームページで公開する(発言者名は無記名)。
- (4) 開催日程は、県ホームページにおいて事前に周知する。

2 運営方針

- (1) 会議の存続期間は、令和元年度末とする。ただし、必要がある場合は延長することができる。
- (2) 会議では、委員から最新動向など情報提供をいただく。また、必要に応じて、検討事項に沿った講師を招聘する。
- (3) 会議は、下記のとおり開催し、各部会での検討結果を親会議に報告し、これを県への提言書(性暴力対策検討会議報告書)として取りまとめる。

【会議概要】



【会議スケジュール】

		R元 7月	8月	9月	10月	11月	12月	R2 1月	2月	3月
性暴力対策検討会議(親会議)		○								○
部 会	教育・被害者支援部会		←	→						
	加害者対策部会		←	→						
	性暴力対策調査・研究部会						←	→		

注) 上記のとおり年内までに、「教育・被害者支援部会」及び「加害者部会」での検討を終了したものを「中間とりまとめ案」とみなし、次年度からの県の取組に資する。